

第 3 1 号議案

足立区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立公園条例の一部を改正する条例

足立区立公園条例（昭和 3 3 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「別表第 6 及び別表第 7」を「別表第 7 及び別表第 8」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 駐車場の使用者は、別表第 5 に定める駐車場使用料にあつては自動車の出場時に、別表第 6 に定める駐車場使用料にあつては区長が認めた場合を除き使用の前に使用料を納入しなければならない。

第 2 0 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第 2 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第 2 5 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

別表第 1 電柱の項中「1 , 0 1 2 円」を「1 , 1 9 3 円」に改め、同表標識等の項中「6 8 8 円」を「7 0 7 円」に改め、同表水道管下水道管ガスの項中「1 7 0 円」を「1 1 7 円」に、「4 3 2 円」を「2 9 4 円」に、「8 6 4 円」を「5 8 9 円」に改め、同表電線の項中「8 2 円」を「9 8 円」に、「1 7 0 円」を「1 1 7 円」に、「4 3 2 円」を

「２９４円」に、「８６４円」を「５８９円」に改め、同表鉄塔の項中「８６４円」を「８８４円」に改め、同表変圧塔、マンホールの類の項中「８６４円」を「８８４円」に改め、同表郵便差出箱の項中「郵便差出箱」を「郵便差出箱又は信書便差出箱」に、「３４３円」を「３５３円」に改め、同表公衆電話所の項中「８６４円」を「８８４円」に改め、同表地下の占用物件の項中「２９１円」を「３４９円」に、「２２４円」を「２６８円」に改め、同表高架の占用物件の項中「２２４円」を「２６８円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「５，４００円」を「６，４８０円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「１，０００円」を「１，２００円」に改め、同表映画、テレビ及びビデオ撮影のための臨時的な占用の項中「８，１００円」を「９，７２０円」に改め、同表天体、気象又は土地の観測施設の項中「３３２円」を「３９８円」に改め、同表その他の占用の項中「１９円」を「２２円」に、「２６円」を「２９円」に改める。

別表第５中「駐車場」を「都市農業公園」に改める。

別表第７を別表第８とし、別表第６を別表第７とし、別表第５の次に次の１表を加える。

別表第６（第１５条関係）

施 設	名 称	使用区分	金 額
野球場・運動場	荒川西新井橋緑地	２時間ごと	５００円
	荒川鹿浜橋緑地		
	荒川江北橋緑地		
	荒川千住新橋緑地		
	荒川日ノ出町緑地		
その他の施設	荒川千住新橋緑地	１回	５００円

備考

- 野球場・運動場を使用する場合には、使用区分に掲げる時間のほかに、施設使用の前後３０分を超えない範囲内で駐車することができる。

2 駐車できる自動車を制限することができる。

付 則

（ 施行期日等 ）

- 1 この条例は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 5 条第 1 項及び第 2 項の改正規定並びに別表第 5 の次に別表第 6 を加える改正規定は、平成 1 7 年 1 月 1 日から、第 9 条、第 2 0 条、第 2 2 条第 1 項及び第 2 項並びに第 2 5 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（ 提案理由 ）

負担の適正化を図るため、公園占用料を改定し、無料駐車場を有料化するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。